

コードリール(電工ドラム)の雨対策・防水対策

現場で使用するコードリール、屋外で使用する場合もあれば雨の降る中で使用せざるを得ない場合もあります、すべてのコードリールが“防雨(防水)型”⇒であれば、問題ないのですが現場に屋内型しかない場合どうするか。



皆さんいろいろな雨対策の工夫をして使っています

・エスロンで屋根を掛けた方法



・雨の入らない容器に納めた方法



⇒中にはドラムが！



さて、このように防雨型のコードリール以外は感電防止や漏電防止のために雨に濡れない方法をとって使用する必要がありますが、法的にはこの方法で良いのか？規定はどのようになっているか調べてみました。

・労働安全衛生法施行規則 第337条 一電気による危険の防止一 (移動電線等の被覆又は外装)

事業者は、水その他導電性の高い液体によつて湿潤している場所において使用する移動電線又はこれに附属する接続器具で、労働者が作業中又は通行の際に接触するおそれのあるものについては、当該移動電線又は接続器具の被覆又は外装が当該導電性の高い液体に対して絶縁効力を有するものでなければ、使用してはならない。

上記規則から解釈するに、コードリールは「接続器具」に当たります、ということはコードリール自体が絶縁効力を備えていなければ、水気のある場所で使用してはならないということになります。

防雨型コードリールはこの規定に従い絶縁効力を備えた構造になっていますのでそのまま屋外使用できますが、防雨型以外は水や導電性の高い液体から(海水?)隔離され、湿潤していない場所にあれば使用できると解釈できます。

ということは上記の方法でOKですが、プラグを差し込む際は絶縁手袋を使用する必要も生じるということですね。

※電気は目に見えないからこそ細心の注意をもって扱わなければなりません※